

意見書案第3号

手話言語法制定を求める意見書の提出について

上記の議案を宗像市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

平成27年3月27日

宗像市議会議長 吉田 益美 様

提出者 宗像市議会議員 杉下 啓恵
賛成者 宗像市議会議員 末吉 孝
賛成者 宗像市議会議員 福田 昭彦
賛成者 宗像市議会議員 岡本 陽子

提案理由

手話は、手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大きな情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかし、日本ではかつて、ろう学校で手話が禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた歴史がある。

そのような中、2006年に採択された国連の障害者権利条約では、

手話を言語の一つとして定義し、日本もこの条約を批准している。条約批准に向けて、2011年(平成23年)8月に成立した「改正障害者基本法」でも、「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。

そこで、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない人たちが身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた「手話」の法整備を求めるため、関係各機関に意見書を提出するもの。

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

手話言語法制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大きな情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、日本ではかつて、ろう学校で手話が禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されました。そして、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけています。

聞こえない人たちの実感と実情は、一人ひとりの当事者にしかわかりません。従って当事者の意見を最大限尊重して法整備を図ることも不可欠です。

そこで本議会は、国に対し以下の措置を講じるよう求めるものです。

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない人たちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

- 2 上記法の策定においては、当事者である聞こえない人たちの参画を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 月 日

福岡県宗像市議会議長 吉田 益美